# 独占禁止懇話会第208回会合議事録

- 1. 日時 平成29年11月22日 (水) 10:00~12:04
- 2. 場所 公正取引委員会大会議室
- 3. 出席者
  - 【会員】伊藤会長,天野会員,新井会員,伊藤会員,及川会員,大高会員,川濵会員, 川本会員,河野会員,泉水会員,高橋会員,野原会員,細田会員,三村会員, 村上会員,山田会員,由布会員,レイク会員
  - 【公正取引委員会】杉本委員長、山本委員、三村委員、青木委員、小島委員
  - 【公正取引委員会事務総局】山田事務総長,南部総括審議官,山田官房審議官(国際担当), 菅久経済取引局長,深町企業結合課長,粕渕取引部長,垣内取引調査室長,山本審査局長
- 4. 議題 〇 独占禁止法施行70周年に当たって
  - 〇 平成28年度における主要な企業結合事例
  - 液化天然ガスの取引実態に関する調査報告書
- 〇伊藤会長 それでは、定刻となりましたので、第 208 回独占禁止懇話会を開会いた します。

本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。 本日の議題は3つございます。1番目は独占禁止法施行70周年に当たって、2番目は平成28年度における主要な企業結合事例、そして、3つ目は液化天然ガスの取引実態に関する調査報告書でございます。

これら3つの議題につきまして、公正取引委員会の説明の後、会員の皆 様から御意見を伺いたいと考えております。

本日の議題に入ります前に、新会員を御紹介させていただきたいと思います。お名前を申し上げますので、その際に御起立をお願いしたいと思います。

株式会社三井住友銀行副会長の伊藤雄二郎会員でございます。 全国農業協同組合中央会常務理事の山田秀顕会員でございます。 どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、杉本委員長から発言の申出がございますので、杉本委員長、よ ろしくお願いいたします。

〇杉本委員長 今日はお忙しいところ、会議に参集していただきまして、本当にありがとうございます。

御存知の方もおられるかと思いますが、去る8月6日に、本懇話会の会員であった岸井大太郎法政大学教授が急逝されるという報に接しました。 私ども公正取引委員会を代表いたしまして、岸井先生の御逝去を悼み、謹んで哀悼の意を表したいと思っております。

岸井先生におかれましては、平成22年8月から独占禁止懇話会の会員を務めていただいておりました。また、研究者として独占禁止法のみならず、規制改革や消費者法と多岐にわたる分野で数々の業績を上げられたことに加えまして、最近では、「競争政策と公的支援の在り方に関する研究会」の座長として取りまとめにも御尽力いただきました。

独占禁止法研究会の座長として、課徴金制度の見直しに関する同研究会の報告書を取りまとめていただくなど、我が国の競争政策の発展に、多方面にわたって多大な御貢献を頂きました。

また、大変すばらしいお人柄でございまして、私どもと議論していただいたところを思い出すところでございます。

心より感謝申し上げますととともに、この場をお借りして、御冥福をお 祈りしたいと思います。

- 〇伊藤会長 それでは、最初の議題に入りたいと思います。「独占禁止法施行 70 周年 に当たって」につきまして、杉本委員長から御説明をお願いします。
- 〇杉本委員長 それでは、私の方から、20分ばかりいただきまして、独占禁止法施行 70周年を迎えるに当たっての談話についてお話しさせていただきたいと思っております。

お手元に資料がございますので、それを参考にしながら聞いていただけ ればと存じます。

御存知のように、独占禁止法は 1947 年に施行されまして、今年で施行後 ちょうど 70 年ということになります。この機会を捉えまして、「独占禁止 法施行 70 年を迎えるに当たって~イノベーション推進による経済成長の 実現~」という談話を公表させていただきました。

日本の独占禁止法は、世界で3番目に古い法律でございます。アメリカにはシャーマン法がございますが、これができましたのが1890年でございました。その後、1914年にクレイトン法、FTC法ができました。カナダでは、これに先駆けまして、アメリカのシャーマン法よりも1年早く競争法が制定されておりましたので、日本の競争法は、カナダ、アメリカに次いで世界で3番目に古い競争法ということでございます。

したがいまして、この談話におきましては、この 70 年の競争法の歴史を振り返りまして、その上で、私どもが抱えております競争政策の課題を整理いたしまして、それに対してどういう姿勢で臨んでいくかということをまとめさせていただいたものでございます。

談話は、そういう意味で、1 ページ以降、施行の 70 年ということを書いておりまして、その後に今日の競争法の課題というものが 5 ページ以降にあると思います。

それから、7ページ以降で、新しい時代における競争政策の意義という 構成立てで、まとめさせていただいたわけでございます。

簡単に内容を御紹介したいと思いますけれども、競争法は、基本的には 戦後、財閥の解体と併せまして、経済の民主化を担保する法律として制定 されております。それ以降、70年間で、独占禁止法の運用は徐々に変わっ てきていると思っております。

例えば朝鮮戦争後の不況期には、独占禁止法の運用が緩和されまして、 不活性化する時代がありました。その後、高度成長期におきまして、企業 間の競争が活発に行われたことを背景に、いろいろな課題がありました。

その中でも社会的に大きな話題になりましたのが、昭和 43 年の富士製鉄と八幡製鉄の合併でございました。また、昭和 49 年には、石油ショックを背景に、石油元売会社の価格カルテルの問題が発生いたしました。

その後、規制緩和や日米間の貿易摩擦を背景に、自由でオープンな市場環境の確保が非常に重要な政策課題となりまして、私どももその政策課題に向けて、積極的に競争政策を展開する必要があると考えてきて、競争政策を進めてまいりまして、今日に至っているということだと思っております。

その間,競争法の執行力の強化ということにも取り組んでまいりました。 それは、この談話で申しますと、例えば4ページ以降でございますけれど も、昭和52年、1977年には、制定以降初めて独占禁止法の強化が行われ まして、課徴金制度が導入されました。

さらに、平成3年、1991年には、課徴金の算定率の引上げがございましたし、平成17年、2005年には、大幅な改正が行われまして、課徴金減免制度、カルテル等の摘発等に関する課徴金の減免制度を導入いたしましたし、課徴金の算定率の引上げということも行いました。

平成 11 年, 2009 年には、課徴金の適用対象の拡大、それから、企業結合規制の見直しといったことも行われております。

また、独占禁止法の適用除外制度の見直しということも、この間ずっと行ってきておりまして、適用除外カルテルは、1965 年頃には 1000 件ございましたけれども、現在では 17 法律 24 制度でして、一括整理法というものもありまして、適用除外制度もかなり縮小してきているというのが最近の現状でございます。

5ページ以降でございますが、今の競争政策の課題の大きなものを2点まとめてございます。

1つ目は、企業のグローバル化への対応、すなわち国際化というものに対する競争法の政策的な観点からの課題と思っております。

競争関係の国際化につきましては、幾つかの局面があると思っております。

1つは、競争法自体が世界各国で適用されるということでございます。 先ほど申しましたように、我が国の競争法は、世界で3番目に古い法律で ございましたけれども、その適用状況を見ますと、1960年頃には、恐らく、 日本、カナダ、アメリカ、それに今で言うEU、当時のECでしょうけれ ども、それから、ドイツぐらいしかなかったわけでございますが、1990年 代以降から、競争法の適用が随分増えてきたわけでございます。ベルリン の壁が崩れまして、東ヨーロッパ諸国も市場経済化するということが背景 にあり、更には、90年代以降はいろいろな後進国においても、市場経済と いうものが重視されて、競争法が導入されていくという経緯がありまして、 1990年以降、競争法というのは、非常に大きく世界各国で制定されるよう になったと思っております。

2001 年だったと思いますが、ICNという、インターナショナル・コンペティション・ネットワークという国際フォーラムが設立されましたけれども、そのときの参加国は確か 14 か国・16 制度だったと思います。その程度の国が競争法を持っていたということが背景になっていたわけでございますが、今やその参加国も 140 か国を超えまして、世界中の各国が競争法を持つようになったという状況になっております。

御存知のように中国も社会主義体制といいながら、経済は市場経済ということで、独占禁止法を導入して、もう 10 年になるのだと思っております。 そんな形で競争法自体が国際化したというのが、一つの国際化でございます。

さらに、その中で、経済自体が国際化しておりまして、企業活動がもは や国境を越えてどんどん行っていく、経済活動の国際化が行われていると いうことが、国際化の中身だと思っております。

そうしたことに対して、競争法の世界でも、域外適用というものが随分行われておりまして、国内の市場に影響があるものに対しては、それぞれの競争法が適用されるということになっておりますので、いろいろな外国企業も含めて、日本で競争法が適用され、かつ、日本企業の行動に対して、諸外国でその競争法が適用されるという域外適用が随分あるわけでございます。

また、カルテルは国際化され、国際的な企業結合も数多く行われております。

最近の例でみましても、国際的に大きな企業結合事例があるということでございます。日本の国内をとりましても、海外企業を当事者とする、日本企業と海外企業のマージャーとか、それから、外国企業同士のマージャーで日本に影響を与えるものというものも相当あるということでございます。

そういう形で、企業活動が国際化しているということで、競争政策も国際的に適用していかなければならないということが、一つの課題だと思っております。

そういうことを背景に、競争法規範の国際標準化といいますか、国際的

なコンバージェンスというものが必要でありまして、私どもはOECDとか、ICNの場でいろいろ議論を行っておりまして、国際的な競争規範のコンバージェンスということに努めているところでございます。

企業は国際的に活動しておりますので、競争法の適用の基準というのが、 それぞれの国で大きく違っては困るというようなことが、基本的な背景に あるのだと考えているわけでございます。

例えば、先般議論されておりますマージャーの基準にいたしましても、 国際的な基準で私どもは執行していると考えておりまして、関係会社がど ういう活動をしているかということを、消費者なり需要者の選択が制限さ れるかどうかという観点で検討しております。

SSNIPテストの考え方に基づきまして、市場画定し、その上、HH Iというシェアの2乗の足し算の変数を用いて、セーフハーバーを設け、それらをチェックします。その上で、新規参入の状況、新規参入の可能性、それから隣接市場、地理的市場でいいますと、例えば市場画定されたところの隣接市場、外側からの市場からの参入圧力、輸入圧力などを勘案いたします。実際問題として、供給サイドからの競争、需要サイドからの競争圧力、そういったものの市場の状況を勘案して、競争が制限されるかどうかという観点から判断しております。それも国際的な標準に基づいた考え方でございまして、ある意味では、世界中、特に先進国の世界中の当局が同じような考え方で競争法の執行し、国際的な慣行のコンバージェンスを行っていくということでございます。

国際的な執行に関しましては、やはり二国間の競争当局の協力、情報の 交換とか、議論というものが必要でありますので、二国間の協力関係も非 常に進めているところでございます。

関係諸外国の競争当局と独占禁止法の協力協定だとか、それからMOU (Memorandum of Understanding) で競争関係の覚書の締結を進めまして、主要な当局とは、定期的に意見交換、情報交換を行うとともに、アドホックに、それぞれの案件に関しても情報交換を行う方法を導入しているところでございます。

そういった形で、国際的な基準をコンバージェンスさせ、それに基づいて、国際的な観点から執行していくことが、一つの課題だと思っているわ

けでございます。

それから、もう一つの課題は、経済のデジタル化に対する対応だと思っております。

6ページの2のところで書いておりますけれども、我が国が直面する課題としては、経済のデジタル化の奔流への対応がありまして、情報技術の発展は、かつてないほど進展しているわけでございます。こういったものにつきましては、人々にメリットを供給すると同時に、ネットワーク効果というものがございますので、非常に特徴的な市場であり、今までの市場とは違ったような市場になっておりまして、そういったデジタルエコノミーにおける反競争的行為というものを、しっかりと防止していく必要があるのだと思っております。

競争政策の重要な役割は、競争を活発にする環境を整えることによって、イノベーションを推進することだと思っておりますので、こうしたデジタルエコノミー分野における反競争的な行為というものをしっかりと防止していく、抑止していくことが、私どもにとって、これからの重要な仕事になるのではないかと思っているわけでございます。

各国当局でも、いろいろなこの面についても議論が行われておりまして、こういったプラットフォーム・ビジネスに対して、どういうふうに競争法を適用していくのかという意見交換とかもしっかり行っているところでございます。

公正取引委員会におきましても、最近、データと競争政策に関する報告を、CPRCの方でまとめていただきまして、こうしたデータに関する競争政策の論点を整理するとともに、デジタル市場に関連する調査、実態調査を行うなど、こうした課題に取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

そういう意味で、私どもの課題といいますか、経済自体がある意味では 成熟化していく中で経済を引っ張っていくためにはイノベーションが是非 とも必要であり、イノベーションを実施していくためには、自由で公正な 競争環境が確保されることが是非必要だと思っております。

それが、競争政策の重要な役割だと思っておりますが、同時に、競争政 策が果たすべき役割ということで、所得の格差といいますか、そういうも のが、世界的に非常に問題になっております。

トマ・ピケティの分析で、資本の収益率の方が成長率よりも大きいので、所得の格差が存在するというような議論がありましたけれども、確かにアメリカの状況なんかを見てみますと、所得上位1%とか0.1%とか、そういった人の所得の占める格差が非常に拡大しております。その背景としては、アメリカにおいて新規参入の企業が減ってきたことも1つの要因ではないかと思っておりまして、独占・寡占により、企業家の一部に、非常に所得の高い層が出てきているということがあるということもあるのではないかと思っております。

マンモス企業が大きくなってくると、労働分配率に影響があるというような分析もあるようでございます。もちろん競争政策が所得再配分、所得配分に決定的な影響を与えるというようなことではないと思っておりまして、所得配分には、やはり税制だとか社会保障政策とか、そういった所得再配分政策に依存しなければいけないということもあるのではないかと思います。また、所得の格差の原因が、必ずしも競争の徹底ということではなくて、テクノロジーだとか、低賃金の新興国が台頭しているということも要素としては非常に大きいものでありますが、競争政策においてもそのような観点は入っていくのではないかと思っております。

カルテル・入札談合や独占企業による競争を妨げる不当な手段を通じて、レントが発生するといったことを防止しまして、効率的な資源配分に資するということにもなります。また、これらのレント部分が、消費者や新規参入者に還元されることになりますと、社会の広範囲にレントの解消が寄与し、所得格差の拡大に対しても、一定の歯止めにつながるものということにもなると思います。この面における競争政策の観点というものも、非常にこれから重要になってくるのではないかと思っているところでございます。

そういったことで、最近、私どもがやっている報告を紹介させていただきますと、一つは、先ほど申し上げましたデータと競争政策の関係について、報告書をまとめ、データの関連で、競争政策をどういうふうに運用していくかという重要な提言をいただいており、そういうものに基づきまして、私ども競争政策を実施していかなければならないと思っているところ

でございます。

それから、今日この後、御紹介すると思うのですけれども、液化天然ガスに関する取引実態調査を行っておりまして、これも、ある意味では、経済の国際化に対応するような、私どもの視点を提供するということでございます。

液化天然ガスの輸入に当たりましては、デスティネーション・クローズというものを設けている場合がありますが、こういったものが、自由な取引の機会を奪っている可能性がありますので、問題点を指摘して、そういったことが修正されるように誘導し、見直しができるための一助となればと思っているところでございます。

それから、競争政策研究センター、CPRCの中に、新たに「人材と競争政策に関する検討会」も立ち上げておりまして、これは終身雇用の変化とか、ネットの普及を背景に、フリーランスとか副業的な就業形態が近年出ておりまして、こういった就業形態に対して、どう対応するかというのは、今回の税制改正でも議論になるというようなことだと思います。所得税の構造といいますか、所得税の在り方についても、いろいろ議論されると思いますけれども、私ども競争政策の面でも、こういったフリーランスとか副業とかいった就業形態に対して、競争政策、独占禁止法をどう適用していくのか、適用すべきなのかどうかという面も含めまして、議論していただいて、整理していただこうとしているところでございます。

そういった形で、経済社会がどんどん変化している中で、経済社会の変化に対応して、独占禁止法をどういうふうに運用していくかということが、私どもの課題になっていると思いますので、そういった観点から、今後、競争政策を進めていきたいということを、この談話で発表させていただいたところでございます。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、あるいは御意見、あるいは今後の法運用、競争政策等につきまして御提言などがございましたら、どうぞ御自由に御発言ください。

○村上会員 基本的には私も同じ認識ですが、ただ、過去を振り返るのではなくて、 未来を指向した政策を進めてもらいたいというのが希望であり、もう少し 具体的に申します。

歴史が古いということは、決して良いことだけではないので、日本独自 の、例えば不公正な取引方法の禁止というように、過去のしがらみという のも随分多くなっているわけです。

その点で、例えば国際的に見ても、しがらみのない新興国というのは、 既に国際標準の競争法を制定して執行しているということなので、それと 比べては、むしろハンデを負っているというのが実態ではないかという気 がします。

昔の独占禁止法を取り囲んでいる環境と、今の環境とは全く国内・国外とも違っているので、そういう意味で、意見は単純に昔の過去のしがらみはもう大胆に断ち切って、是非、競争政策を進めてもらいたいというのが意見になります。以上です。

〇細田会員 日本商工会議所から参りました細田でございます。

独占禁止法施行 70 周年談話について説明いただきまして、誠にありがとうございました。公正で自由な競争というのは、市場メカニズムが正しく機能することで、企業と国民にとりましても、大変重要なことだというふうに考えております。70 年という長きにわたりまして、公正取引委員会がこれに取り組んでこられたということについては、過去に対する評価として、大変すばらしいことだなと、申し上げたいと思いますし、将来に向けましては、更なる取組をお願いしていきたいと思います。

その上で、これまでも何回か申し上げさせていただいたのですけれども、 まだまだ中小企業に対する優越的な地位にある相手からの不当な要求や行 為、また、カルテル等によっても不当につり上げられた価格で購買させら れることがいまだに起きていることは、非常に残念なことだなと思ってお ります。

ルールの周知と取締り強化ということになるのだと思いますけれども、 取締りを強化することが目的というよりは、むしろこういったことが起き ない、起こさせないというシステムを、今後検討していっていただきたい と思います。

それから、独占禁止法の改正についてお話がございましたけれども、商 工会議所では、この改正検討のメンバーには入っておりませんが、東京だ けですと7万7,000者,全国ですと125万者の会員からの意見を汲み取りまして,何回かにわたりまして,意見書を提出させていただいていると思います。

意見書の中では、本来対応すべきところに対応できる制度とするため、 国際市場分割カルテルなど、日本に売上げがない場合でも課徴金の対象と し、また、大企業とは利益率等で明確に差がある中小企業の軽減算定率と いうことは維持を是非お願いしたいのですけれども、大企業の子会社など、 形式的な中小企業については、軽減算定率が適用されないよう、是非御検 討いただきたいと意見を表明しております。

また、課徴金制度の見直し案について、調査協力インセンティブを高めることについては、市場システムの安定性を確保する見地から、定性的ではない、分かりやすい指針や運用基準を策定・公表していただきたいと思います。また、実態解明機能を強化することは賛同できるものでございますが、談合やカルテル、優越的地位の濫用などの行為により、結果として中小企業が被害企業となる可能性もありますので、被害企業から見ても納得感の得られるような制度、バランスというものに配慮していただきたいと思います。

ますます公正取引委員会の重要性が増してくると思っておりますので、 透明性のある活動を是非お願いしていきたいと思います。以上でございます。

- ○伊藤会長 ほかにどなたかありますか。
- ○河野会員 ただいまの 70 周年を迎えた談話、それから、今の御報告を伺いまして、 改めまして、私たち国民は、公正な市場の維持ということで独占禁止法に 守られてきたということを実感するとともに、この場で感謝申し上げたい というふうに思っております。

それで、私、消費者の代表としてここに参っているわけなのですけれど、 特に3番目の課題のところで、今、質問が幾つかと、懸念していることを 申し上げたいというふうに思っております。

まず、質問なのですけれども、最初のところで、企業活動のグローバル 化のところに、今後、諸外国と協力関係を進めていくというふうに、6ペ 一ジにお示しいただいておりますけれども、公正な市場の確立ということ を第一義的な目的に置いていれば、各国ともそれで協調していけると思うのですけれども、世間的には、政治的な背景ですとか、地域経済的な背景ですとか、何らか見えざる力というのもあると思うのですけれども、その辺りというのは、国際的協調のところで影響を受けないのかというのが、1点目の質問になります。

それから、2点目は、デジタル化への対応ということで、これまでは商品とかサービスというのが、私たちに見える取引の対象だったのですけれども、これからは、一番価値を持つものは、もしかしたら収集されたデータではないかと思っております。そうしますと、グローバル化で経済の範囲への対応をしていくと思いますが、デジタル化というところで、つまり変化のスピードへの対応というのをどの程度みていらっしゃるのでしょうか。

この 70 年間の最後の 5 年間とか、 5 年から 10 年というのは、ものすご いスピードで経済環境が変化していると思うのですが、その辺りへの対応 というのをどう考えていらっしゃるのかというのを伺いたいと思いました。

それから、3点目なのですけれども、私、消費者として、他の省庁の政策決定の場に出させていただく機会もございます。これまでは企業というのは個々の活動、企業そのものの活動というのが中心だったような気がしているのですけれども、最近の政策ですと、個々の競争を促すだけでは、社会全体を持続できないのではないか。競争ももちろん大事だけれども、協働という形でないと、つまり点から面への転換を促さないと、持続可能性が保てないのではないかという背景を基にして、政策が考えられているような気がしています。

例えば、物流分野などがその辺り顕著だと思うのです。労働不足であったり、効率化であったり、その辺を考えると、個々の企業の競争ではなくて一緒にやっていかないともう無理だということです。その結果として、独占になってしまうという背景もあるのではないかと感じておりまして、その辺りをどう考えたらいいのかということです。かつて経済成長が当たり前だった時代における競争法と、今のように持続可能性を考えなければいけない社会の中での競争法というのは違うのではないか、ということを私自身が感じていたところです。

先ほど競争がないと、レントというか不正な利潤があると仰いましたが、 競争の結果、不正な利潤ではなくて、見えない部分への圧力とか搾取とか、 負のレントが生じる可能性もあるという視点も、是非、今後考えていただ ければと思います。

すみません。最後です。

規模的には、まだすごく小さいと思いますが、これまで私たちが考えていた公正な市場ではない部分で、新たな市場ができているのではないかと思っていて、例えば様々な分野で動きがあるシェアリングエコノミー、その辺りは競争法とどう関わってくるのかというところも、今後検討していただければというふうに思っております。以上です。

〇伊藤会長 いろいろ質問がありましたので、お答えできる範囲でお願いします。

〇杉本委員長 ありがとうございました。

一つは、過去の執行にとらわれず、むしろ今の時代に適応して、執行すべきではないかという趣旨の御指摘だと思っておりますが、それは、私はまさにそのとおりだと思っております。それぞれの経済の実態に適応して、競争政策を実行していかなければならないというのは、まさにそのとおりでございまして、競争政策の使命というのは、やはり自由で公正な競争環境を確保する、それを通じてイノベーションを促進すると同時に、消費者の選択というものを通じて、消費者の利益の拡大を図っていくというようなことだと思っているわけでございます。

したがいまして、今の経済環境の中で、どういうふうに競争政策を実施 していくかというのは、非常に重要な課題でありまして、私どもそれに心 がけていかなければならないということは、仰るとおりだったと思ってお ります。

その際に、その競争法のツール、まさに独占禁止法のツールがどういう ふうに、今の時代に適用できないものになっているのかというのは、絶え ず見直しも必要だと思っております。そういう観点からも、課徴金制度を どのように適用させていくかということも含めて、法律改正に向けて検討 を進めているところでございますが、そういう観点は絶えず持っていると ころでございます。

それから、諸外国との協力関係で、諸外国で意識が違うところでの運用

について問題があるところがあるのではないかというような御指摘だったと思います。そういうところは、やはり先ほど申し上げました国際的な話合いの場、支援の場とか、それからOECDだというところで、そこはどういうふうに競争政策をそれぞれ適用していくのかということを意見交換しながら、それぞれの当局の意識というものを、しっかり喚起しなければいけないと思っております。

そういうところで、やはり競争当局の独立性とかいうものが、政策を執行していく上で、非常に必要になっていくのではないかという議論も十分されているところでございます。それに対応して、それぞれ各国がどういう制度対応していくか、それぞれの諸国に任されるわけでありますけれども、そういった国際的な議論の場を通じて、ある意味では、政治に左右されない、独立した機関としての競争政策の執行は必要ではないかということは議論されているところでございます。

それから、データエコノミーといいますか、経済のデジタル化に対して 非常に経済環境が変わってきているので、それに対してどう対応するかと いうことでございますけれども、データと競争政策に関する検討会におき ましても、データ自身が投入財としての価値を持っているのではないかと いうような議論もしていただいております。データ、例えば検索ツールな んかを見ますと、無料で検索できるわけでございまして、料金を取られな い、無料のデータが対価として集積されて、それが投入財として、その価 値を持つというようなことになるわけでございます。価格のないものであ っても、市場を形成するのだというような考え方から、競争政策というの も適用しなければいけないということだと思っておりますので、そういっ たものに対して、どういうふうに競争政策を適用していくか、課題に対応 しながらやっていく必要があると思っております。

それから、競争自体とこれからの世の中の成り立ちをどう考えるかという基本的な考え方についての御指摘もいただいたのではないかと思っております。ざっくりとしたというか、抽象的なことでお答えするということになるのかもしれませんけれども、先般、大阪大学の大竹先生が「競争社会の歩き方」とかいう本を出されていまして、その中で、こういう例が引かれておりました。

小学校で一時、競走、駆けっこのときに手をつないで、みんなで一緒のゴールしようじゃないかという教育といいますか、そういうことをやっていたときの対象になった生徒、子供たちが、今、どういう問題意識を持っているかというと、結局、競争を否定することによって、他人の能力というものを評価しないというか、自分たち、みんな、ちゃんとやらないのは、やれるはずなのにやっていないというような意識になってしまうようです。そして、他人のそれぞれの能力を評価しないということになりません。結局、競争というのは弱肉強食で、ジャングルの原理で、非人道的なというようなことではなくて、むしろそれぞれの能力を尊重して、その上で共同的にいろいろなことをやっていくというようなことの基盤になっていくのではないかと思っておりまして、だから、競争イコール、ある意味では人道性を否定するような悪だというようなことではないのではないかというふうに考えているわけです。

非常に抽象的な議論で申し訳ございませんが、そういう意味で、きちんと競争というものを認識して社会で働いていくということは、これからこの社会が発展していくためにも、みんなで共同しながら社会を作っていくということの上でも非常に重要なのではないかと思っているわけでございます。

そういう意味で、競争環境の整備というのはやはり社会の在り方として も必要な要素ではないかと、私の個人的な意見かもしれませんが、そのよ うに考えているところでございます。

それから、中小企業とか、競争的に非常に不利な立場にある者に対しまして、競争条件を確保する、優越的地位の濫用とか、そういう形で中小企業の交渉力を補うといいますか、減額されたり、それから買いたたかれたりするということを防止していくというのも、競争政策としても必要ではないか、ある意味では、経済の利益を包括的に社会が享受できるようにするということも必要ではないかと思っております。

下請法というのは日本に独自な制度であって、そこは競争政策の観点から、「競争政策の話じゃないよね、中小企業政策の話ですよ」とか、そういうふうに言われるわけでございます。しかし、今、翻ってみますと、世界

の競争当局の考え方も少しずつ、ある意味では変わってきているといいますか、少しずつそういう方向も考えていかなければならないのではないかというようなことで、例えばバイイング・パワーというものをどういうふうに考えていくのかとか、それから、ある海外の競争当局ではunconscionable conduct とかいいましたけれども、「非良心的な行動」というのでしょうか。そういうことに対しても、競争政策の観点からやっていくということもありますので、中小企業とか、交渉力の欠如によって公正な取引が確保できないということを補っていくといいますか、この観点から監視していくのも、私どものこれからの重要な仕事だというふうに考えているところでございます。

- 〇伊藤会長 まだ発言があると思いますけれども、2人発言していただいて、もし質問があればお答えいただくということで、どうぞ。
- 〇天野会員 私も委員長の談話を拝読しまして、大変分かりやすく独占禁止法を取り 巻く課題とか、委員長の御所見を格調高くお示しいただきまして、大変有 り難いと思いました。

その上で、今まで出ているお話とも関連して2点ほど、不勉強で申し訳 ないのですが、お尋ねしたいと思います。

1点目は、グローバル化対応で新興国におけるビジネスにおいて、日本の企業もその国の競争政策を新興国との関係においてしっかり考えなければいけないという必要性が高まっていると思うのですが、その中で、談話の中でも技術指導ですとか、あるいはトップレベルでの会合といった取組、御紹介いただいていますけれども、これ、将来的な課題になってしまうのかもしれませんが、新興国とのいわゆる二国間協定のような形で、より踏み込んだ連携を強めていくという方向を、どのようにお考えになっているのかというのが1点です。

それからもう1点目は、これも先ほどお話に出ましたけれども、デジタル化等の技術革新に対応した競争政策というところで、公正取引委員会の人材、そういった技術革新等に対応できる人材の育成というのを、どういうふうにお考えになっているのか。

当然, 研修の充実ですとか, あるいは場合によっては, 中途の方の採用等. やり方はいろいろあるかもしれませんけれども, そういったデジタル

化等に対応した人材育成、そういった点をどのようにお考えか、その2点、 お聞かせいただければと思います。

〇レイク会員 ありがとうございます。

私も 70 周年を迎えた委員長談話,大変,内容が包括的であり,感銘を受けました。

その中に書かれていることで、国際社会の期待という部分も含めて、1 点だけコメントさせていただきたいと思いました。

それは向こう5年,10年を考えたときに、やはり特殊な意味で大きなチャレンジになるのは、中国問題ではないかと思っています。それは、日米財界人会議でも、先日、大変話題になったのはメイド・イン・チャイナ2025年でして、包括的な産業政策の展開、それは金融のルールを含めたものです。そのコンテクストで、反競争的な競争法の執行というものが、その国の中で政策的に展開されるのではないかという国際ビジネスの懸念であります。

そういう中でOECD、ICN、東アジア地域競争政策トップレベル会合など、日本の公正取引委員会は、歴史的な役割をずっと果たしておりますが、今後、更に期待されているのではないかと思います。

これはエールの声として、競争政策というのは、まさに競争促進のために行われるものであり、そのルール作りについて、単に競争政策の分野だけではなくて、その他の分野についてもしていくようなリーダーシップを、 是非公正取引委員会に果たしていただければと、多くの外国企業も含めて期待しているのではないかと思います。

- 〇伊藤会長 では、杉本委員長。
- 〇杉本委員長 天野委員からの御指摘の件でございますけれども、例えばアジア諸国でいいましても、ASEAN諸国では、ASEANの中で包括的競争法を2015年までに導入するのだという決定がございまして、大体、競争法が制定されたか、又は検討中のところもあるようでございますが、大分整備が進んできたというところもありまして、アジア全体で競争法をどのように運用するかということが非常に重要になっていると思っております。

そういう面で、私どもは 10 年ぐらい前から競争当局のアジア当局のトップミーティングというものを行っておりまして、そこでいろいろ議論しな

がら、ある意味では、国際的なコンバージェントな競争政策、競争規範の 執行というものを議論しているところです。

さらにキャパシティ・ビルディングという観点から、ヤング・エージェンシーといっていますけれども、若い新興国の競争当局に対しても、どういうふうに競争政策を執行していくのかということのテクニカル・アシスタンスも注力して行っているところでございまして、新興国におきましても競争政策が適正に執行され、そこで活動する企業に対して、自由で公正な市場が提供されるようにという努力を、私どももしていかなければいけないと思っているところでございます。

それから、人材の育成ということは、これは非常に重要な話でございまして、例えば今のデジタルの世界、プラットフォーム・ビジネスというのは非常に専門的な知識といいますか、どういうことでビジネスが成り立って、どういう取引関係になっているのかなど、その事業の展開に対する深い知識が必要だと思っていまして、そこは私どもの職員が、一つは勉強するといいますか、勉強する機会を設けて、知識を吸収していくしかないかと思います。それと同時に、私どももいろいろなエコノミストだとか、専門的な知識を有する方々をスタッフに抱えていくという必要も、ますます出てくるのだと思っております。

ただ、エコノミスト的な非常に経済の知識に通じた人のキャリアパスというのが、日本ではうまくできていませんので、適正な人材、優秀な人材というものを確保する点で、なかなか難しいという課題はあるのですけれども、そういったこともこれから行っていかなければいけないと思っているわけでございます。

それから、レイクさんの話でございますけれども、ある意味では、中国というのは、先ほど申し上げましたように、社会主義体制の下で、独占禁止法を執行しているので、どうしても諸外国といいますか、いろいろ活動されている方々からは、産業政策的に、競争政策は使われていないのではないかというような懸念があるのだと思います。それが仰るような反競争的な競争の執行というのがあるのではないかということだと思っています。

市場経済を活用するとは言っていても、基本的には社会主義体制でございますから、国営企業をどういうふうに位置付けているかというのは、非

常に難しい問題だと思います。例えば今回、TPP、残念ながら、アメリカは参加していただけませんでしたけれども、TPPの競争政策の関係でも、国有企業をどのように取り扱うのかということを、条約の中で決めたりしておりますので、そういう観点も含めて、中国当局に対して、国際的な基準、競争政策の基準で競争政策を推進していかなければならないということを、地道に意見交換などを通じて、国際基準による競争政策というのはこういうものだということを地道に話し合いながら対応していくということが、我々ができることなのではないかと思っているところでございます。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、2つ目の議題である「平成28年度における主要な企業結合事例」につきまして、深町企業結合課長から、御説明をお願いしたいと思います。

〇深町企業結合課長 それでは、資料に基づきまして、御説明いたします。

本日はまず、企業結合規制の概要につきまして簡単に御説明しました後、 平成28年度における企業結合事例集に掲載しました事例のうち、2つほど 取り上げて、概要を御説明したいと思います。

資料のスライド番号1番、「企業結合審査の基本的な考え方」というスライドを見ていただきたいと思います。

こちらに書いてあるとおり、独占禁止法上の企業結合規制の対象となる 企業結合といいますのは、株式保有、役員兼任、合併、分割、共同株式移 転、事業譲受け等というものでございます。

これらの行為に共通する事項としましては、事業活動が不可逆的に一体 化するということでございます。つまり、一度、企業結合が行われて、事 業活動が一体化すると、元に戻すのが困難だということでございます。

したがいまして、企業結合のうち、一定の要件に合致するものにつきま しては、事前に公正取引委員会の方に届出をいただいて、企業結合が実行 される前に独占禁止法上問題があるのかないのかということを審査するス キームになっております。

また、企業結合審査の実体面でございますけれども、こちらのスライドにありますとおり、企業結合により、一定の取引分野における競争が実質

的に制限されることとなる場合には、そのような企業結合は禁止されるということでございますけれども、その場合でも、独占禁止法上の問題を解消する措置が採られる場合には、容認されるということでございます。

これが大まかな企業結合規制の概要でございます。

スライドの2枚目でございますけれども、こちらが、届出を受けた後の 法律上の手続になります。合併等の届出を受け付けた後、30日間の第1次 審査を行うわけですけれども、この中で独占禁止法上問題があるのか、な いのか、更に検討が必要なのかということを判断いたします。

更に詳細な検討が必要という場合には、審査に必要な報告等というものを当事会社に請求して、第2次審査に入ります。そこで請求した資料が全て出てきてから 90 日以内に独占禁止法上問題があるのかないのかというのを判断するというスキームになっております。

続きまして、スライドの3枚目でございますけれども、こちらが届出の 処理状況でございます。

まず、一番上の表を見ていただきますと、平成 28 年度のところでございますが、この 1 年間に届出を受理した件数が 319 件ということでございます。そのうち 308 件につきまして、30 日間の第 1 次審査で終了しております。更に詳細な審査が必要として第 2 次審査に進んだものというものは、3 件のみでございまして、届出総数が 319 件でございますので、第 2 次審査に進むのは 1 %弱にすぎないということになります。

続きまして、真ん中の表でございますけれども、こちらが第2次審査の処理状況でございまして、平成28年度に、第2次審査で終了した案件が3件ございます。これらは全て問題解消措置を前提に、独占禁止法上問題ないという判断をしております。

一番下の表でございますけれども、こちらは外国企業を当事会社に含む 企業結合計画に係る届出の推移ということで、近年、経済のグローバル化 が進んできているということで、外国企業を当事会社に含む届出も増加し、 平成28年度にはそういう案件が59件あったということでございます。

続きまして、スライドの4と5ですけれども、こちらで企業結合審査の 中身というか、実体面について簡単に御説明いたします。

先ほど企業結合により、一定の取引分野における競争を実質的に制限す

ることとなる場合に、企業結合は禁止されると申し上げましたけれども、 そこでまず、一定の取引分野の範囲、つまり企業結合審査の分析対象となる市場の範囲を画定する必要があるということになります。

この一定の取引分野につきましては、商品範囲と地理的範囲という2つの側面から画定されますけれども、ここでは地理的範囲の例を挙げております。

この市場画定に当たりましては、SSNIPテストという考え方で判断していくことになっております。SSNIPテストというのは、こちらのスライドにもありますとおり、ある地域の全供給者が、小幅であるが実質的かつ一時的でない価格引上げ、これは5%~10%程度の価格引上げを1年間程度継続するという意味でございますけれども、そういう価格引上げがあった場合に、需要者が他の地域の購入先に切り替える程度を考慮に入れつつ、市場画定を行うという考え方でございます。

ここにポンチ絵がございますけれども、今、甲地域の供給者というのが 5%~10%程度、また、1年程度価格を引き上げた場合に、今まで甲地域 の供給者から購入していた需要者が、乙地域の供給者の方に購入先を切り替えるのが、どの程度なのかということを考えるということでございます。 多くの需要者が切り替えるということであれば、そういう需要者にとって、乙地域の供給者も選択肢の一つになっているということでございますので、甲と乙含めて、地理的範囲を画定するということになります。

逆に多くの需要者が切り替えないということになりますと、需要者にとって、乙地域の供給者は選択肢ではないということになりますので、甲と 乙を別々に地理的範囲として画定するということになります。

商品の範囲につきましても、同じようにして一定の取引分野を画定する ということになります。

ここで重要なのが、価格の引上げが行われた場合、どの程度の需要者が 購入先を切り替えるかということになります。この「どの程度切り替える のか」ということを、過去の価格や数量のデータを使って、計量経済学的 に分析を行って把握するというようなことも実際行っておりまして、企業 結合審査では、経済分析というものが重要になってきておりますし、公正 取引委員会でも積極的に活用してきているという状況でございます。 続きまして、スライドの5枚目でございますけれども、今、申し上げた ような形で一定の取引分野の画定を行った後、取引分野において、企業結 合により競争が実質的に制限されることとなるのかどうかという分析を行 うことになります。

ここにポンチ絵がございますけれども、この例では企業結合前に大企業 A社とB社、規模の小さいC社が需要者をめぐって競争を行っていたとい う状況の中で、A社とB社が企業結合するというケースを想定しておりま す。

この場合に規模の小さいC社というのは、A社・B社グループに対する 有効な牽制力とならないという可能性も考えられますし、そういう中で輸 入圧力や参入圧力も働いていないというような状況であれば、A社・B社 の企業結合が行われますと、需要者にとっての購入先の選択肢が狭まると いうことになりますし、当事会社が値上げをしたような場合には、需要者 にとっての対抗手段がなくなるということになります。

こういう場合にはA社・B社グループが、合併後に価格等を自由にコントロールすることができるようになるということになりますので、こういうケースは競争を実態的に制限することとなるということで、独占禁止法上、禁止されるということになります。

続きまして、スライドの6枚目でございますけれども、こちらは、近年、 経済のグローバル化が進展しているという中で、企業結合審査がどのよう に行われているのかという点について説明しているペーパーでございます。

先ほど外国企業が当事会社に含まれる届出案件が増えてきていると申し上げましたけれども、経済のグローバル化の進展に伴いまして、同一の企業結合事案につきまして、公正取引委員会のみならず諸外国の競争当局が同時に審査を行うという事案が増えてきているという状況でございます。

そういった事案につきまして、各国の審査基準が異なるという場合には、企業結合を計画している企業にとって、不都合が生じるということになりますので、審査基準を収斂化していくことが重要になっている。実際にOECDやICNといった組織において、取組が行われまして、基準なり考え方というのが収斂化してきているという状況にございます。

先ほど申し上げましたSSNIPテストという考え方を用いて市場画定

するとか、また、その企業結合による競争制限についての考え方といった ものは、各国共通のグローバルスタンダードになっているという状況でご ざいまして、日本の公正取引委員会のみならず、各国の競争当局もそうい ったスタンダードに従って審査を行っているということでございます。

以上が企業結合審査の基本的な考え方でございまして、スライドの7枚 目以降が、平成28年度における主要な企業結合事例の紹介でございます。 先ほど319件の届出があったと申し上げましたけれども、その中から12件 ほど取り上げて、審査結果について詳細に公表しております。

こちらの表にありますとおり、この事例の1、2、3、5、9につきましては、当事会社が一定の措置を講じることを前提に、独占禁止法上問題とならないと判断した事例でございます。また、事例8につきましては、当事会社との間で問題解消措置のやりとりを行っている中で、当事会社が統合計画を撤回したというものでございます。それ以外の6事例については、無条件で独占禁止法上問題がないと判断した事例でございます。

また、先ほどSSNIPテストのところで経済分析を実施することがあると申し上げましたけれども、事例3と5につきましては、経済分析を実施し、その内容を公表しているというものでございます。

また、海外の競争当局と同時に審査を進めるような案件も増えてきていると申し上げましたけれども、事例6、8、9につきましては、アメリカ、韓国の競争当局と情報交換を行いながら、審査を行ったというものでございます。

本日は事例5と9につきまして、簡単に審査結果を御説明いたします。

スライドの8枚目でございますけれども、新日鐵住金による日新製鋼の 株式取得の事案でございます。

こちらは、昨年の5月13日に届出書を受理し、第1次審査を開始しております。6月10日に詳細な審査が必要だということで、第2次審査に移行しております。そして、本年1月27日に、排除措置命令を行わない旨の通知を行って、審査を終了したということでございます。

スライドの9枚目でございますけれども、本件で詳細な検討が必要となった分野の一つとして、ステンレス冷延鋼板という鉄鋼製品がございました。

まず、一定の取引分野を画定する必要があるということでございますけれども、商品範囲につきましては、ステンレス鋼については、ニッケル系、クロム系という2つがあるということでございます。需要者は両者を代替的に使用しているという実態があった等の事実に基づきまして、先ほど御説明しましたSSNIPテストの考え方に従いまして、両者をまとめて、ステンレス冷延鋼板として商品範囲を画定しております。

また、地理的範囲につきましては、当事会社の方から、東アジア市場が 画定できるのではないかという主張があったわけですけれども、需要者に ヒアリング等をいたしますと、国内の鉄鋼事業者と東アジアの鉄鋼事業者 を差別することなく取引しているという実態にはないということ、また、 臨界弾力性分析と呼んでおりますけれども、そういう経済分析手法を使っ て、過去の価格や数量のデータを用いてSSNIPテストを定量的に実施 しましたところ、地理的範囲は日本全国で画定されるという結果が示され たことから、本件では、日本全国を地理的範囲として画定しております。

スライドの 10 でございますけれども、市場画定した後、競争状況を分析 したものでございます。

まず、当事会社のシェアですけれども、合算で60%になる。シェア10%以上の競争事業者が2社いますけれども、供給余力は限定的でした。

また、輸入比率は5%~10%程度ありますけれども、品質面の問題、クレーム・返品対応等の問題があって、輸入圧力は限定的であり、また、参入圧力も認められない、隣接市場からの競争圧力、需要者からの競争圧力も限定的であるということから、本件株式取得で一定の取引分野における競争が実質的に制限されることとなると判断したものでございます。

この点を当事会社に伝えましたところ、スライドの 11 枚目でございますけれども、当事会社の方から問題解消措置の申出があったということでございます。

具体的には、日本冶金工業という会社に対しまして、営業情報の提供、 営業支援、技術ノウハウのライセンス等々の支援を行い、日本冶金工業の 競争力を高めるという措置を採るという申出がございました。

スライドの 12 枚目でございますけれども、この措置が採られた場合に、日本冶金工業の競争力が強化されて、最大 15%程度のシェアを占める競争

者となり、当事会社に対する牽制力となると見込まれることなどから、この措置を前提とすれば、競争を実質的に制限することとはならないと判断 したものでございます。

続きまして、スライドの 13、アボットグループとSJMグループの合併 の事案でございます。

こちらは、アメリカの医療機器メーカー同士の企業結合でございまして、問題となった取引分野は、「小型VCD」という、血管の穴をふさぐための機器でございまして、地理的範囲は日本全国で画定しております。

スライドの 14 枚目でございますけれども、この取引分野におきまして、もともとこの製品は3社が供給しておりましたけれども、2位と3位の事業者の統合によりまして、シェア 55%の企業が誕生するという案件でございました。

統合後の当事会社にとりまして、ライバルは1社しか存在しないという 状況でございますけれども、その企業の供給余力は限定的であり、また、 輸入圧力、参入圧力も働いていないということから、本件統合により、競 争を実質的に制限することとなると判断していた状況でございます。

スライドの15 枚目でございますけれども、以上のような審査を行っておりましたところ、当事会社の方で、競争当局の承認を早期に得るためとしまして、SJMグループの小型VCD事業をテルモにそのまま売却する、また、テルモに対して、必要な支援も行うという措置の申出がございました。この措置を前提とすれば、テルモがシェア40%程度の新たな競争者となると見込まれますので、独占禁止法上問題とならないという判断をしたということでございます。私からの説明は以上でございます。

## ○伊藤会長 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明について御質問、御意見などがございましたら御自由に御発言いただきたいと思います。

#### 〇川本会員 ありがとうございます。

御紹介いただいたケースへの質問と、あと、企業結合についての一般的な考え方をお聞きしたいのですけれども、まず、新日鐵住金の話は、結合によって、どのくらいコストが下がるのかという合併による社会的な便益についての検証をなさっておられるのでしょうか。これがないと片手落ち

な感じがします。

もう一つは、アボットグループの合併の件ですけれども、本件、そもそも診療報酬という公定価格を国が定めているわけではないのかと思うので、そうであれば、合併後の値上げをそんなに懸念する必要が、そもそもあるのだろうかというのが質問です。

それで、企業結合についての一般的な考え方として、3つぐらいお聞き したいのですけれども、再編によって合理化が進みますよね。顧客にその 便益の一部を還元するというシナリオを会社が主張した場合は、それを認 めるのかどうか。

それから、もう一つは、調査をいろいろなさるのだと思うのですけれども、その調査の客観性というのは、どういうふうに担保されるのかということです。私は金融がずっと専門なのですけれども、昨今、話題になっている地銀の例ですと、借り手に対して、調査をすると思うのですけれども、それに依存し過ぎるのも危険な感じがいたしますし、あと、審査中なのでお答えになれないということは分かっているのですけれども、過剰供給状態構造ですよね、一般的に、日本の金融市場は。

多分, SSNIPテストをされていると思うのですけれども, 1年も金利を引き上げていると, メガバンクとか, ほかの地銀がいくらでも貸すということは考えられるのではないかと思ったりもするので, どれだけ客観的かということを誰がチェックするのでしょうか。

3つ目は、再編が競争上、もし否定されるとすると、それしか選択肢がない、選択肢が非常に狭い場合は、公正取引委員会としては、どんなシナリオがベストだと考えているのでしょうか。結局、そういうような選択肢がないところは淘汰される方がいいという、そういうお考えなのか。その辺を教えていただければと思います。以上です。

- 〇伊藤会長 恐縮ですがもう一人発言していただいてから、まとめてお答えいただき たいと思います。
- 〇泉水会員 御説明ありがとうございます。企業結合審査がここ数年,急激に非常に すばらしいものになっていると感じていますが,特に今回はそのように感 じました。

2次審査に至った後は、問題解消措置で処理される事件が多いわけです

けれども、この問題解消措置で本当に有効なのかどうかというのは、外から見ていると、常々、疑問が全くないわけではありません。過去においては、いわゆる事後検証がされていたと思いますが、最近見ないものですから、そういう事後検証を一定の制度としてか分かりませんけれども、検討したらいいのではないかと思います。

企業結合課は忙しいと思いますので、それはCPRCなのか、経済調査室なのか分かりませんけれども、公正取引委員会の中でそういう事後検証というのを、できれば制度的にするということを考えられたらいいかなと思っております。

あと、1点、非常に研究者としての個人的関心で聞きしますと、資料7ページの事例3に関心を持っておりまして、株式の持株比率を削減するという問題解消措置が採られていたと思うのですけれども、その株式は誰に譲渡されるのか、つまり、譲渡先は誰なのかという情報が、公表されている文書には書いてありませんでした。通常は事業譲渡とか、構造措置とか、株式の譲渡の場合には、譲渡される相手が誰か、どの程度譲渡するかによって、市場構造が大きく変わってくるので、それが分からないと、評価できないように思うのですが、それは公表されている資料にないだけで、譲渡先等はそもそも決まっていたのか、この辺り関心を持っておりますので、細かいですが、質問させていただきます。以上です。

- ○伊藤会長 それでは、まとめてお願いします。
- ○深町企業結合課長 まず、新日鐵住金と日新製鋼の件で、コスト削減がどの程度図られるかということを検討したかどうかという点でございますけれども、もちろん、効率性が達成されるということであれば、それは企業結合審査の中で考慮に入れることになっております。ただ、ここで一つ問題になるのが、将来の話ですので、どの程度コスト削減が実現するのかというのは、難しいところがございます。

その内容を一番把握しているのは、当事会社ということになりますので、 まずは、当事会社の方から、そういう主張を頂いて、それが本当に妥当性 があるのかどうか、また、企業結合しなければ、本当にコスト削減が達成 されないのかどうか、検討することになります。

この個別の事例で申し上げるのは、適切ではないと思うのですけれども、

一般的には、合併などにより効率性が達成されるので、そのことのみをもって企業結合が是認されるという事例は、ほとんどないと認識しております。

それから、2つ目の御質問で、アボットグループの合併の件において、診療報酬制度があるので、価格は上がらないのではないかということでございます。もちろん価格面での競争というものも重要ですが、品質面での競争というものも、我々重要だと思っておりまして、そういうところで寡占化が進むことによって、制限されることがないのかという観点からも審査しております。価格のみならず、品質面も含めて競争がなくなることによって、需要者に不利益が生じることがないのかという観点から審査を行っているということでございます。

それから、企業結合、再編が行われて、需要者に利益が還元されるという主張について、認めるのかどうかというような御質問があったと思います。こちらも、先ほどの効率性の話を考慮に入れるかどうかということと同じであり、そのような主張につきましては、当事会社の方からそういう主張をいただいて、それが妥当なのかどうかということを検証した上で、仮に利益が還元されるということであれば、その点も含めて審査するということになろうかと思います。

また、その調査の客観性をどう担保しているのかという御質問がありまして、特に地銀等の案件で、借り手にいろいろ話を聞くのだろうけれども、借り手の意見に依存し過ぎるのはどうかということだと思います。我々は、借り手に対してアンケートやヒアリングをして、仮に統合が起こったときに、ほかに借り先があるのかどうかといったようなことを確認します。

それだけではなくて、当事会社のライバル企業にもヒアリングなどをして、そもそも競争状況がどうなっているのか、あなた方がすぐに貸せるような状況なのかどうか、どの辺の範囲まで自分のテリトリーと思っているかどうかといったようなことを逐一確認しまして、需要者の意見と供給者の意見というものを突き合わせた上で、何が現実に起こっているのか、企業結合が行われたら、将来何が起こるのかといったようなことを調べながら、調査の客観性を担保しているという状況でございます。

また、再編が否定されるとどうしようもないということで、どういうシ

ナリオがベストなのかという御質問もございましたけれども、我々として、別に再編自体をやってはいけないとか、それがけしからんと言っているわけではありません。再編が必要な業種もあるでしょうし、必要なシチュエーションもあると思うのですけれども、最低限、需要者にとって、選択肢を著しく狭めるような再編にはならないようにしてください、方法として、多分いろいろな方法があると思うのですけれども、最低限、需要者に大きな迷惑がかかるような再編方法ではなくて、別の方法も含めて検討していただくということが、我々競争法の執行当局から見たときの要望というか、お願いということなのかなと思っております。

それから、泉水先生から質問いただきました問題解消措置の有効性につきまして、昔、事後検証をやっていたけれども、最近ないのではないかという御指摘でございますけれども、確かアメリカのFTCでも、今年初めに事後検証の結果を公表していて、我々も事後検証をやっていく必要があるということは認識しております。

実は、内部では、外に出ないものも含めて事後検証はやっております。 ただ、御指摘のとおり、リソースの問題もございまして、なかなかアメリカのFTCほど大々的なことはできておりませんけれども、やはり問題解消措置の有効性も含めて、事後的に検証していく必要があると思っておりますので、リソースの問題も見ながら、そこは検討していきたいというふうに思っております。

それから、最後の事例3でございますけれども、これは、石油の再編の 案件でございますけれども、LPガスにつきまして、出資比率を変更する という問題解消措置が付いた案件でございます。

出資比率を下げるというような措置が付いているわけですけれども、下 げるときに、株式を誰に譲渡するのかというのが公表文書上、明らかでは ないということでございまして、それは御指摘のとおりでございます。

ただ、この審査の時点でどこに行くのかというのは、大体、我々も分かっていた上で審査しておりまして、その共同出資会社に対する出資比率を下げるということになりますので、自動的ということでもないですけれども、ほかの共同出資会社の出資比率がその分上がるということでございます。ただ、その点については、公表文では明記はしていなかったというこ

とでございます。

- 〇伊藤会長 時間がちょっと迫っていますので、あと二人だけ御発言いただいて、次 に行きたいと思います。
- 〇高橋会員 企業結合審査の基本的な考え方と法定手続がうまくいったケースについてはよく分かったのですが、先ほどの川本委員の御質問とも重複するところがあるのですが、地域金融機関、進行中の案件ですけれども、様々に報道されております。

報道では無期延期という言葉が使われているのですが、今の状況は、御説明資料の2ページ目のフローチャートの中で、90日以内を既に超えて意見聴取手続と排除措置命令の間のこの段階にあるのか、あるいはボールの投げ合いで、まだ90日以内のところがクリアしていないという位置付けなのか、まず、それをお伺いしたいと思います。

次に、この件は、公正取引委員会が貸出しの県内シェアにこだわっているということですが、私は県内シェアだけにこだわる話ではないだろうと思っています。実際、仕事で長崎に行ったときに、地元の人の考え方も聞いてみましたけれども、無期延期というか、1年以上、膠着状態になっていることで、地域が疲弊してきているということでした。特に、地域金融機関では、その銀行に限らず、採用計画がうまくいかないとか、地銀が疲弊すると地域経済が地盤沈下するという状況も見られるのだなと感じました。

公益という観点から、こういう審査をどう見ていくのかは重要だと思います。再編が行われたらどうなるかということについての御説明はよく分かったのですが、行われなかったらどうなるかということについても、視野を広げていく必要があるのではないかと思いました、以上、御質問と意見です。

〇レイク会員 私も、川本委員、高橋委員と同意見ですと言ってコメントを終わらせればいいのかもしれないのですが、金融の世界でも仕事をしていて、競争政策の世界でも仕事をした経験がある中で、懸念しておりますのは、金融の世界にいたら、この件については違和感を感じている人が多いのではないかと思っております。グローバルな競争で金融が行われている中で、フィンテック、この談話の中にも書かれているテクノロジーの変化による金

融機関の役割、そして、日本の場合、民間の金融機関以外にも、いろいろな金融サービスが提供されているということ等々、もう少し政策的背景を整理して、その上での競争政策、結合の審査の在り方というのを、もしかしたら検証しなければいけないのかもしれないというイメージを持っておりました。こういうコメントが3名の会員から出ているということを踏まえ、個別案件の処理だけではなくて、健全な競争政策の展開、金融資本市場の更なる強化、安全、そして最も大事な共通の目的だと思いますけれども、利用者の保護というのは、決して忘れてはならない、最も大切な行政方針だと思います。

ですから、これらは決して矛盾してはいないはずだと思うので、必ずしも新聞報道だけに依存してはいけないのですが、そういうイメージがあるということだけコメントさせていただきたいと思います。

- ○伊藤会長 それでは、まとめて答えてください。
- 〇深町企業結合課長 まず、長崎地銀の統合について、現在、どのような状況にある のかということでございますけれども、資料2ページのフローチャートを 御覧いただければと思いますが、審査に必要な報告等の要請を行って、報告等を受理していないという段階、つまり90日以内というところには、まだ至っていないということでございます。

これは別に我々が報告等の受理を受け付けないわけではなくて、当事会 社が我々に報告等を提出しない、提出すると、90日の時計のスタートが始 まりますので、当事会社の方で時計の針を止めているというのが実態でご ざいます。

それから、県内シェアにこだわっていて、公益というものも考えていくべきではないかという御指摘でございますけれども、別に我々も県内シェアが絶対だと思っているわけではございません。ただ、競争の実態として、ある地域、ある県の中小企業の方がお金を借りたいと言ったときに、わざわざほかの県まで借りに行くのか、ほかの県の地銀が貸すような状況になるのかというのを、先ほど申し上げた需要者に対するヒアリングとか、供給者に対するヒアリングとかで実態を確認しているわけです。その際には、あとは需要者の借り回る範囲とか、供給者がどの範囲に貸しているのか、遠くに貸すときにどういう支障があるのかといったことも確認しているわ

けでございます。

その確認の結果、県よりも外、広い範囲で競争が行われているという実態に、少なくとも現時点ではないと判断された場合には、その県内での競争がどうなるのかということを審査するということでございます。

それから、レイク委員からございましたけれども、私も利用者の保護というものは、金融に限らず全ての業界において最も重要だと思いますし、そういう意味で、やはり需要者にとっての最低限、選択肢が全くなくなるような再編というものは、利用者の保護という観点からは望ましくないのではないかと思いますので、その観点から企業結合審査でチェックしていくということは、必要なのではないかと考えております。

〇伊藤会長 よろしいですか。時間がちょっと押していますので、急いで最後の議論 に行きたいと思います。

> 3つ目の議題は、「液化天然ガスの取引実態に関する調査報告書」でして、 垣内取引調査室長から説明をお願いしたいと思います。

〇垣内取引調査室長 御紹介いただきました取引調査室長の垣内と申します。

本日は、液化天然ガスの取引実態に関する調査報告書につきまして、報告を独禁懇資料、右肩に書いてあります資料、独禁懇208-3というふうに書いてあります資料に基づきまして、座って説明させていただきます。

1ページ目には、本件調査趣旨が書いてあります。本件調査は、今年6月に公表いたしました。その調査の趣旨ですけれども、液化天然ガス、LNGに関しまして、環境変化について、最近の原発再稼働、エネルギー構成の多様化、電力・ガスの自由化のほか、アメリカのシェールガスもございまして、国内需要者の中で、LNGの余剰発生というのが顕在化してきているというような状況にありました。その状況下において、供給者の仕向地制限によって、国内外でLNGの余剰の再販売というのが妨げられているという懸念がありまして、この点については、政府としても仕向地制限の撤廃について働きかけをする方針がございました。

このような背景がありまして、私どもは、このLNGの取引に関しましての取引実態調査として、アンケート、インタビューなどを行いました。

では、2ページ目の方を御覧ください。

こちらには、世界事情・地域事情が書いてありますが、 天然ガスの輸送

は、大きく分けて、パイプラインと液体にして運ぶLNGというもので構成されております。我が国の関係でいきますと、この東アジアというところに書いてございますが、基本的に、液体にしたLNGで運んでくるというようなモデルでございます。このLNGに関しましては、日本、中国、韓国、台湾におきまして、世界のLNGの6割を消費するというような状況下にあります。LNGに関しましては、東アジアは、非常にホットな取引市場になっているところでございます。

では、3ページ目を御覧ください。

このLNGに関しましては、御承知のとおり、いわゆる海底、若しくは 地上を掘るということによりまして、地下資源でございますので、採掘し まして、それで集めてくるというものでございます。それらに関しまして は、実際に取れるかどうか分からないというリスクもありますので、LN Gプロジェクトというようなプロジェクト計画に基づきまして行われてお ります。この特徴としましては、3ページの下に書いてございますが、巨 額の初期投資というのが必要になってくるというところでございます。

非常に高いリスクがあって、かつ、巨大な初期投資が必要となるという 事業でございますので、4ページ目の方に書いてございますが、プロジェ クトファイナンスという方式で事業の方を進めております。

このプロジェクトファイナンスを進めるに当たりまして、これを担保する方法として、一つは長期契約、つまり購入者というのをあらかじめ決めて、ちゃんと長期的に買っていただけるという保証があります。また、Take or Pay という条項なのですが、これは天然ガスの性質としまして、長く貯蔵しておけないという点がありまして、基本的に吹き出したものについて、きちんと引き取ってもらう、引き取れない場合には、その分の代金を売手の側に払うということです。このように、きちんとした資金の回収というのが担保されるというようなところを条件に付けて、プロジェクトを行うというようなことが、このLNG事業の特徴があります。

では、5ページ目を御覧ください。

次に、LNG取引に関しての条件の問題があります。LNGは、基本的に船で運んでまいりまして、その場合のLNGの売買契約に関しましては、大きく二つの契約の条件がございます。

一つはDES条件と言っておりますけれども、これは、売主が仕向港まで商品を輸送する、それと同時に、それに伴う一切の費用、危険負担を引き受けるというものでございます。

もう一つは、これはよく聞きますが、FOBという取引方法でございまして、買主が船積港から品物を輸送するとともに、輸送に伴う費用等を買 主が負担するというものでございます。

今回の報告書のキーワードとして、仕向地という言葉が出てきます。この仕向地というのは、LNGを運ぶ船の目的地のことをいいますけれども、DES条件におきましては引渡し、つまりLNG商品の引渡しにつきましては、仕向港のところがイコール仕向地という形になります。他方でFOB条件の場合ですと、引渡地点は、出荷先の船積港となりますので、仕向地、つまり船の目的先とは違うという点が、一つ前提条件としてございます。

では、これらに関しまして、今回、報告書で仕向地条項の話を申し上げていますけれども、その関連情報の方を幾つか紹介させていただきます。

6ページを御覧ください。

6ページでは、仕向地条項の話を書いてございます。仕向地条項の規定 ぶりにつきまして、調査の結果を書いております。こちらの方、仕向地条 項の規定ですけれども、DES条件の長期契約におきましては、全て仕向 地条項というのを規定しています。他方、FOBにつきましても、大部分 が仕向地条項を規定しているというような状況でございました。

では、1枚めくっていただきまして、7ページ目になりますが、仕向地変更条項でございますけれども、これは、個別のカーゴの仕向地につきまして、運用上、変更することを仕向地変更といっております。これにつきましては、国内の仕向地に変える場合と、国外に変える場合があります。国内につきましては、長期契約の大部分につきまして、この仕向地の変更条項を規定しております。国外につきましては、長期契約のうち、FOB契約については大部分、DES契約については一部で規定している実態がありました。

では、8ページを御覧ください。

取引におきまして、もう一つ、特徴的な条件として利益分配条項があり

まして、これは、LNGを転売する際に、売主と買主の間で転売益をどのように配分するか、あらかじめ決めておく条項のことです。国内仕向地に変更した場合の分配条項と、国外仕向地に変更した場合の分配条項、2とおり書いてございますけれども、国内につきましては、長期契約のうち、一部につきまして決めているという状況でございます。これに対して、国外に対して売る場合には、DES契約では半分程度、FOB条件においても一部はあるというような状況でございました。

では、9ページ目を御覧ください。

これはLNGの価格の決まり方でございますが、中段のところに仕向地の所在する地域別の価格決定方式と書いてあります。ざっくり申しまして、我が国におきましては、石油の価格に連動する価格で、LNGの価格が決まるという方式を長らく採っているという状況でございます。

他方で、パイプライン等が発達しているアメリカなどでは、ガスの受給 そのもので価格が決まるという、これをヘンリーハブ価格と申しておりま すけれども、この方式が採られておりまして、その地域ごとによって価格 方式が異なります。

最近のLNGの価格動向につきましては、ヘンリーハブ価格と、LNGの日本における価格を示すJLC価格を比較しますと、ヘンリーハブ価格の方が安いという状況がありました。

では、10ページ目を御覧ください。

こちらからは、今回の報告書の方の提言の部分のパートになります。今回のLNGの取引に関しましては、その商品の範囲につきまして、その取引の形態等から、期間契約、一定の期間を定めて取引するものと、スポット契約、これはその都度取引するものという、大きく分けて2つの取引方法があります。

アジアと欧州, あとアメリカにおきまして, 取引方法, 価格方法が違う というようなこともございまして, 我が国に関しましては, アジアの取引 方法が適用されております。

あと、スポットにつきましては、その商品の玉、LNGが出た都度、取引されているような状況がございまして、これは世界的に取引されているというような状況でございます。

では、1ページめくっていただきまして、11ページになりますが、今回、私どもの方で提言している部分は3点ございます。1点目が仕向地制限、2点目が利益分配条項、そして3点目が Take or Pay 条項につきまして、提言しております。

まず1点目は、仕向地制限でございます。

仕向地制限ですけれども、事実上、日本の事業者が、LNGを他の事業者に対して、期間契約又はスポット契約で再販売することを制限しているというような状況がございます。契約条件ごとに見ますと、11ページの右側の方でございますけれども、FOB条件について仕向地条項を規定することは、独占禁止法上問題となるおそれがあると記載しております。

DES条件の方につきましては、商品をきちんと相手先まで届けなければいけないというような前提条件がございますので、これを規定すること自体は、独占禁止法上問題ないと考えております。

他方で、必要性・合理性を満たしているにもかかわらず、それ以上に厳 しい条件を付けている場合におきましては、独占禁止法上問題となる場合 があると説明しております。

では、12ページを御覧ください。

2点目の問題点は、利益分配条項でございます。利益分配条項というのは、その効果といたしまして、日本の需要家がLNGを他の需要者に再配分することを間接的に制限していると判断しています。

例えば、日本における購入者が転売しようとするときに、転売益を十分に確保できないような形で構成された場合には、実質的に再販売ができないので、間接的に制限しているという表現をしています。

これにつきましても、まずFOB条件につきまして、利益分配条項を規定するというのは独占禁止法上問題となるおそれが強いと考えています。 DES条件につきましても、これ自体は独占禁止法上問題となるものではないのですが、合理性が認められない分配結果をもたらすような場合などにおきましては、問題となるおそれがあると考えております。

最後の3点目は、Take or Pay 条項でございます。こちらにつきましては、 LNGプロジェクトの特徴としまして、多額の資金が必要になるなどの条件から、Take or Pay 条項自体を規定すること自体、独占禁止法上、直ちに 問題となるものではないと考えております。他方、売主の取引上の地位が優越しているような場合におきまして、厳しい引取義務を定めるような Take or Pay 条項というものにつきましては、優越的地位の濫用のおそれがあるのではないかと考えているところでございます。

今回の対応のところが13ページにございますが、私どもとしましては、 LNGの売主に対しまして、既存の契約の見直し等を提言しているという ところでございます。

また、買主におかれましても、競争的な市場でLNGが調達できるというような結果が出ましたら、それを電気料金等に反映していただくことを期待しているというところでございます。引き続き、LNGの取引に関して動向等を注視し、また違反があれば、厳正に対処したいと考えております。

本件につきましては、周知活動というのが必要と考えておりまして、特に海外のサプライヤーに対する具体的な取組を紹介させていただきます。

先日、LNG産消会議というのがございました。これは経産省とAPERCという機関の共催で行う会議でございまして、内外の消費者、内外のユーザー、政府関係者なども参加する非常に大きな会議であり、1,000人程度参加する会議でございます。その会議におきまして、私どもの報告書を取引部長から説明させていただきました。

また、今月、欧州で行われましたワークショップでも欧州の需要家、関係者に対して直接説明するなど、積極的に各種会合に参加して説明している状況でございます。

- ○伊藤会長 どうもありがとうございました。御質問、御意見がある方はおりますでしょうか。では、高橋会員から。
- 〇高橋会員 本調査は、独占禁止法 40条の調査権限に基づき行われたものであり、これを用いたのは約 40年ぶりということで、公正取引委員会のLNG取引に関するスタンスといいますか、力の入れ方に感銘を受けました。

報告書を読ませていただきましたけれども、今回の概要にありますように、最後に、LNGの売主においてはこう、買主においてはこう、公正取引委員会としてはこうしていきたいという表明が書かれております。

報告書では、売主というよりは、売主・買主ではなく、供給者、需要者

という言い方をしているわけなのですけれども、政府が海外に働きかけていくことも含めて、この需要者・供給者、売主・買主には、国内の企業と 国外の企業が入り交じっております。

今後の対応についてですが、特にプロジェクトファイナンスにおいては、 日本の商社がアブダビのプロジェクトに入っていたりするため、今後、公 正取引委員会がどのような相手にどのような対応を行っていくのかが、い ま一つ分かりませんでした。もう少し今後の対応のところを御説明いただ けたらと思います。よろしくお願いいたします。

# 〇細田会員 御説明ありがとうございました。

一番最後のページの今後の対応という箇所に全て言い尽くされているのかなと思いますが、私ども中小企業の事業者といたしましても、安定的でしかも安価なエネルギーが提供されるのは、非常に重要だと考えております。

今後、国民生活においても、電力ですとかガスが安価に供給されていく ということは、非常に重要なものだと考えておりますので、是非、委員会 としても、積極的な働きをお願いしたいと思っております。

### ○垣内取引調査室長 ありがとうございました。

高橋会員からお話のありました 40 条の調査権限につきましては、今回、 有効に使えたかなという感想を持っているところでございます。

あと、今後、どのような取組を行うのかという話でございますが、今後の対応の部分につきましては、報告書の中身がテクニカルな部分があること、また、売主に海外事業者が多いということもあり、積極的な周知活動を行っていきたいと思っております。

LNGというのは、ユーザーとセラーが交渉を行っておりますが、この関係者が集まる会議に出席した際、実際に交渉されている方々からお話を伺うことがありました。需要家の中には、売主との交渉の際、公正取引委員会の見解が一つの指標となるという方もおり、私どもとしまして、心強いお話をいただきました。

私どもとしましては、この報告書につきましては、今後も積極的なアピールを進めていきたいと思っているところでございます。

あと、細田委員からいただきました御意見の方ですけれども、全くその

とおりだと思っておりますので、引き続き頑張っていきたいと思っていま す。

〇伊藤会長 どうもありがとうございました。

最後に、杉本委員長から御発言をお願いしたいと思います。

〇杉本委員長 どうもありがとうございました。今日は公正取引委員会が、競争当局 として政策を実行していく、具体的に執行をどういう視点でやっていくか ということを御説明して、それに対しまして、非常に有益な御意見をいた だきました。

> 私どもは、御意見も踏まえながら、しっかりと競争当局としての執行を 考えていかなければならないと思っています。

> 競争政策は、公正・自由な競争環境を確保し、もって日本の経済の発展 に資するという観点から実施されるものでございますので、これを忘れな いようにしないといけないと思っております。

> 例えば、先般、LNGの産消会議が日本で開催されまして、そこに需要者・供給者、それから当局の方々、関係各国の方々も対話されておりました。その際にも、やはり私どもの方からこういう報告書を出して、こういう観点から問題があるのですよということを、産出側にもきちんとリーガルな問題点を説明して、報告書の観点がしっかりと実施されるように努力してまいりたいと思っているところでございます。どうもありがとうございました。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、今回はこれで閉会とさせていただきます。

長時間御議論いただきまして、ありがとうございました。